

新見市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する費用の一部を補助することにより、飼い主のいない猫の不必要な繁殖を防止し、ふん尿等による環境被害の軽減を図るとともに、猫の適正な飼養を推進し、もって動物の愛護及び管理に関する意識の高揚に資することを目的として、予算の範囲内において新見市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 飼い主がなく、主に新見市内に生息する猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師（獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する者をいう。以下同じ。）が行う雌猫の卵巣若しくは子宮を摘出する手術又は雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 耳先カット 不妊去勢手術を実施したことが恒久的に識別できるよう、猫の片耳に切り込みを入れる処置をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、個人又は団体が飼い主のいない猫に対して実施する不妊去勢手術及び耳先カット（耳先カットが実施されていない猫で、すでに不妊去勢手術が実施されている場合、耳先カットの実施のみの場合を含む。以下「不妊去勢手術等」という。）とする。ただし、営利を目的とするものは除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている個人又は活動拠点が市内にある次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 本市の住民の多くが参画し、規約、会計及び年間事業計画を定めて活動を行っている団体
 - (2) 新見市小規模多機能自治一括交付金交付要綱（平成31年新見市告示第40号）第2条に規定する地域運営組織
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体を除く。
- (1) 構成員が3親等以内の親族のみの団体
 - (2) 会社法（平成17年法律第86号）で定める会社
 - (3) 構成員に新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等が含まれる団体
 - (4) 代表者が新見市長、新見市議会議員、岡山県議会議員及び国会議員の職にある団体

3 第1項第1号の団体に属する者と個人の重複は認めない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、第3条に定める事業に要する費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、上限を1万円とする。

2 補助金の交付は、年度内に個人は10匹、団体は20匹までとする。

(団体の登録)

第6条 補助対象事業を実施する団体は、補助対象事業を実施する前に新見市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金団体登録届(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4条第1項第2号に規定する地域運営組織は除く。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の名簿
- (3) 団体の活動計画書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする個人又は団体(次条において「申請者」という。)は、不妊去勢手術等を実施した日から起算して30日を経過する日又は不妊去勢手術等を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までに新見市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 不妊去勢手術等費用が記載された領収証
- (2) 猫が主に生息する地域の地図
- (3) 不妊去勢手術等を実施する猫の写真(不妊去勢手術等施術前の猫の顔及び全身が写っているもの及び不妊去勢手術等施術後の耳先カットが分かるもの)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し適当と認めるときは、新見市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金の交付等)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者からの新見市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付請求書(様式第4号)による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、その交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、

その全部若しくは一部を返還させるものとする。

(調査等)

第11条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(遵守事項)

第12条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内で飼養をする者へ譲渡するよう努めること。

(2) 施術後の飼い主のいない猫を当該施術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に施術した不妊去勢手術等について適用する。

(有効期限)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条に規定する交付決定の取消しについては、同日後もなおその効力を有する。